結果の概要

1　労働組合の組織状況【単位労働組合】

(1) 重点課題としての組織拡大についての取組

ア　組織拡大についての取組の有無

組合活動の重点課題としての組織拡大についての取組状況をみると、「取り組んでいる」34.1%[平成20年労働組合実態調査（以下「前回」という。）29.6%]、「取り組んでいない」65.8%[前回68.4%]となっている。

また、取り組まない理由（複数回答）としては「ほぼ十分な組織化が行われているため」51.3%[前回51.2%]が最も多く、次いで「組織が拡大する見込みが少ないため」27.7%[前回28.9%]、「他に取り組むべき重要課題があるため」20.8%[前回21.4%]などとなっている。（第１表）

第１表　重点課題としての組織拡大についての取組の有無及び取り組まない理由別割合（単位労働組合）

（単位：%）

区分	計		取り組んでいる	取り組んでいない		取り組まない理由（複数回答）				
						ほぼ十分な組織化が行われているため	組織が拡大する見込みが少ないため	組織化を進める人的、財政的余裕がないため	他に取り組むべき重要課題があるため	その他
計	〔100.0〕	100.0	34.1	65.8	(100.0)	(51.3)	(27.7)	(15.8)	(20.8)	(7.2)
＜産業＞										
鉱業，採石業，砂利採取業	〔0.2〕	100.0	4.3	95.7	(100.0)	(44.2)	(26.0)	(16.4)	(29.0)	(4.5)
建設業	〔3.4〕	100.0	17.7	82.3	(100.0)	(60.2)	(26.4)	(15.4)	(15.8)	(6.1)
製造業	〔31.5〕	100.0	16.0	84.0	(100.0)	(46.3)	(31.9)	(15.1)	(25.3)	(5.1)
電気・ガス・熱供給・水道業	〔3.1〕	100.0	26.6	73.4	(100.0)	(64.1)	(19.6)	(6.7)	(8.2)	(14.1)
情報通信業	〔3.3〕	100.0	57.0	42.7	(100.0)	(55.4)	(16.0)	(10.1)	(30.4)	(7.2)
運輸業，郵便業	〔17.8〕	100.0	53.7	46.2	(100.0)	(52.1)	(43.4)	(24.3)	(17.4)	(2.5)
卸売業，小売業	〔13.9〕	100.0	36.1	63.8	(100.0)	(43.6)	(22.1)	(17.4)	(22.0)	(19.6)
金融業，保険業	〔7.8〕	100.0	19.0	80.3	(100.0)	(75.7)	(10.0)	(4.1)	(13.3)	(1.6)
不動産業，物品賃貸業	〔0.5〕	100.0	39.0	61.0	(100.0)	(49.0)	(24.2)	(13.5)	(19.0)	(9.3)
学術研究，専門・技術サービス業	〔2.4〕	100.0	29.2	70.8	(100.0)	(55.1)	(24.6)	(21.1)	(15.8)	(6.1)
宿泊業，飲食サービス業	〔0.9〕	100.0	41.7	57.9	(100.0)	(39.6)	(18.4)	(31.3)	(20.0)	(14.1)
生活関連サービス業，娯楽業	〔0.9〕	100.0	25.3	74.0	(100.0)	(48.6)	(40.4)	(14.0)	(20.8)	(8.4)
教育，学習支援業	〔3.1〕	100.0	61.6	38.1	(100.0)	(63.9)	(12.8)	(16.8)	(11.2)	(4.6)
医療，福祉	〔5.2〕	100.0	57.1	42.9	(100.0)	(44.5)	(20.2)	(16.4)	(24.9)	(11.0)
複合サービス事業	〔3.9〕	100.0	60.0	40.0	(100.0)	(31.3)	(32.1)	(28.5)	(22.7)	(3.7)
サービス業（他に分類されないもの）	〔2.0〕	100.0	44.9	55.1	(100.0)	(67.9)	(17.7)	(15.2)	(5.8)	(6.6)
＜企業規模＞										
5,000人以上	〔27.1〕	100.0	49.0	50.8	(100.0)	(67.3)	(11.9)	(6.9)	(18.2)	(14.7)
1,000～4,999人	〔20.5〕	100.0	29.7	70.3	(100.0)	(62.7)	(14.4)	(6.7)	(27.1)	(8.3)
500～999人	〔7.7〕	100.0	33.2	66.6	(100.0)	(37.2)	(31.9)	(20.4)	(17.9)	(5.8)
300～499人	〔7.8〕	100.0	28.3	71.5	(100.0)	(40.5)	(33.3)	(21.0)	(28.3)	(6.2)
100～299人	〔22.7〕	100.0	28.9	71.0	(100.0)	(44.1)	(42.5)	(22.8)	(13.3)	(3.5)
30～99人	〔14.2〕	100.0	23.8	76.2	(100.0)	(39.1)	(38.8)	(23.9)	(24.4)	(2.8)
＜ユニオン・ショップ協定＞										
締結している	〔66.1〕	100.0	23.1	76.8	(100.0)	(54.5)	(25.1)	(12.9)	(20.7)	(8.4)
締結していない	〔33.8〕	100.0	55.5	44.5	(100.0)	(40.9)	(36.6)	(25.5)	(21.2)	(3.1)
＜別組合の有無＞										
別組合がある	〔13.8〕	100.0	65.2	34.3	(100.0)	(70.0)	(15.5)	(9.3)	(14.3)	(7.7)
別組合がない	〔86.2〕	100.0	29.1	70.8	(100.0)	(49.9)	(28.7)	(16.3)	(21.3)	(7.1)
平成20年計		100.0	29.6	68.4	(100.0)	(51.2)	(28.9)	(19.1)	(21.4)	(9.5)

注：1）表頭「計」は取組の有無「不明」を含む。
　　2）表頭「取り組んでいない」は取り組まない理由「不明」を含む。
　　3）〔　〕内の数値は、産業、企業規模、ユニオン・ショップ協定締結の有無、別組合の有無別の構成割合である。

イ　組織拡大の取組対象とする労働者の種類

組合活動の重点課題として組織拡大に取り組んでいる労働組合のうち、組織拡大の取組対象としている労働者の種類（複数回答）をみると、「新卒・中途採用の正社員」64.4%[前回 54.4%]が最も多く、次いで「在籍する組合未加入の正社員」50.9%[前回 50.5%]、「有期契約労働者」45.9%（第２表注３）参照。以下同じ。）、「パートタイム労働者」34.4%[前回 31.8%]などとなっている。

取組対象のうち最も重視している労働者の種類は「新卒・中途採用の正社員」36.7%[前回 27.4%]、「在籍する組合未加入の正社員」22.9%[前回 27.9%]、「有期契約労働者」15.7%、「パートタイム労働者」13.2%[前回 14.8%]などとなっている。（第２表）

第２表　組織拡大の取組対象とする労働者の種類及び最も重視している労働者の種類別割合（単位労働組合）

（単位：%）

区　分	重点課題として取り組んでいる計	在籍する組合未加入の正社員	新卒・中途採用の正社員	パートタイム労働者	有期契約労働者 3)	派遣労働者	嘱託労働者
取組対象としている（複数回答）	100.0	50.9	64.4	34.4	45.9	8.2	31.5
最も重視している取組対象	100.0	22.9	36.7	13.2	15.7	0.4	8.3
平　成　20　年							
取組対象としている（複数回答）	100.0	50.5	54.4	31.8	…	6.4	23.4
最も重視している取組対象	100.0	27.9	27.4	14.8	…	0.9	5.9

注：1）表頭「重点課題として取り組んでいる計」は、表章しているいずれの種類の労働者も取組対象としていない労働組合を含む。
2）平成20年は、表章している取組対象の他に「使用者の利益代表者に該当しない管理職、専門職」、「契約労働者」、「臨時労働者」、「定年退職者」、「関連企業への出向者」、「関連企業からの出向者」、「下請企業等労働者」、「外国人労働者」の回答選択項目があった。
3）平成20年は「有期契約労働者」について調査していない。

ウ　組織化を進めていく上での取組内容

組織拡大の取組対象としている労働者の種類ごとにその取組内容（複数回答）をみると「組合加入の勧誘活動」は「在籍する組合未加入の正社員」で78.2%、「新卒・中途採用の正社員」で77.5%と高く、「労働条件、処遇の改善要求」は「有期契約労働者」で56.9%、「パートタイム労働者」で52.8%と高い。また、「相談窓口の設置、アンケート等での実態把握」は「派遣労働者」で32.6%、「在籍する組合未加入の正社員」で31.0%と高い。（第３表）

第３表　組織化を進めていく上での取組内容別割合（単位労働組合）

（複数回答）（単位：%）

区　分	取組対象としている計	相談窓口の設置、アンケート等での実態把握	当該就業形態の労働者に関する集会、勉強会等の開催	組合員の加入資格の付与	組合加入の勧誘活動	労働条件、処遇の改善要求	当該労働者個人が加入する労働組合との連携	当該就業形態の労働者の雇用（活用）についての労使協議	その他	不明
在籍する組合未加入の正社員	100.0	31.0	…	…	78.2	…	…	…	4.4	13.3
新卒・中途採用の正社員	100.0	26.5	…	…	77.5	…	…	…	4.5	14.0
パートタイム労働者	100.0	30.2	19.8	30.7	57.1	52.8	9.7	38.1	6.3	6.9
有期契約労働者	100.0	26.9	24.1	22.7	55.0	56.9	6.6	36.9	4.1	8.0
派遣労働者	100.0	32.6	14.3	24.5	21.4	20.3	3.3	15.3	7.1	22.5
嘱託労働者	100.0	29.8	…	29.8	45.0	44.2	3.0	38.5	2.5	10.9

注：労働者の種類ごとに、その種類の労働者を組織拡大の取組対象としていると回答した労働組合を100とした数値である。

エ　組織化を進めていく上での問題点

組織拡大の取組対象としている労働者の種類ごとに組織化を進めていく上での問題点（複数回答）をみると、いずれの種類の労働者においても「組織化対象者の組合への関心が薄い」が最も多く、「パートタイム労働者」で59.6%、「有期契約労働者」で56.6%などとなっている。正社員以外の労働者では「組織化対象者の組合への関心が薄い」に次いで「組合費の設定・徴収が困難」が多く、それぞれ「パートタイム労働者」で28.9%、「有期契約労働者」で24.6%、「派遣労働者」で21.3%、「嘱託労働者」で19.0%となっている。（第４表）

第４表　組織化を進めていく上での問題点別割合（単位労働組合）

（複数回答）（単位：%）

区　分	取組対象としている計	組織化を進める執行部側の人的・財政的余裕がない	組織化対象者側に時間的余裕が少なく、組織活動が実施しにくい	組織化対象者の組合への関心が薄い	要求内容が正社員の利害と対立する 2)	組合費の設定・徴収が困難	その他	特に問題はない	不明
在籍する組合未加入の正社員	100.0	21.1	19.8	49.2	…	…	4.9	25.4	14.7
新卒・中途採用の正社員	100.0	15.6	13.5	39.7	…	…	3.2	29.7	18.7
パートタイム労働者	100.0	27.7	27.6	59.6	12.2	28.9	7.3	8.2	11.8
有期契約労働者	100.0	16.6	21.1	56.6	12.0	24.6	6.5	14.4	13.7
派遣労働者	100.0	18.6	16.3	37.9	5.6	21.3	6.2	6.7	28.8
嘱託労働者	100.0	15.1	16.3	40.9	14.9	19.0	5.2	15.0	20.8

注：1）労働者の種類ごとに、その種類の労働者を取組対象としていると回答した労働組合を100とした数値である。
　　2）「又は対立する可能性がある」を含む。

(2) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

正社員以外の労働者の種類ごとにそれぞれの労働者が事業所にいる労働組合について、「組合加入資格がある」割合をみると、「パートタイム労働者」32.6%［前回 23.0%］、「有期契約労働者」38.9%（第５表注2）参照。以下同じ。）、「派遣労働者」17.7%［前回3.1%］、「嘱託労働者」34.0%［前回30.0%］となっている。

また、実際に「組合員がいる」割合は「パートタイム労働者」20.5%［前回17.4%］、「有期契約労働者」25.5%、「派遣労働者」3.1%［前回1.5%］、「嘱託労働者」22.0%［前回22.5%］となっている。（第５表）

第５表　正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（単位労働組合）

（単位：%）

区　分	事業所に該当労働者がいる計		組合加入資格がある	組合員がいる	組合員はいない	組合加入資格がない
パートタイム労働者	〔78.2〕	100.0	32.6	20.5	12.2	67.4
有期契約労働者	〔78.5〕	100.0	38.9	25.5	13.3	61.1
派遣労働者	〔70.3〕	100.0	17.7	3.1	14.6	82.3
嘱託労働者	〔80.7〕	100.0	34.0	22.0	12.0	66.0
平成20年						
パートタイム労働者	〔61.8〕	100.0	23.0	17.4	… 3)	77.0
派遣労働者	〔54.0〕	100.0	3.1	1.5	… 3)	96.9
嘱託労働者	〔69.1〕	100.0	30.0	22.5	… 3)	70.0

注：1)〔　〕内の数値は、単位労働組合（事業所における該当労働者の有無不明を含む）のうち、事業所に該当労働者がいる労働組合の割合である。
2) 平成20年は「有期契約労働者」について調査していない。
3) 平成20年は「組合員はいない」について調査していない。

２　賃金・退職給付制度の改定・導入に関する状況【本部組合及び単位組織組合】

(1)　正社員について

正社員の賃金・退職給付制度について、過去１年間に組合員が所属する事業所において改定又は導入が「実施された」事項をみると、正社員の「賃金制度の改定」45.5%、「退職給付算定方法の見直し」23.8%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」20.3%などとなっている。

また、各事項ごとに改定又は導入が「実施された」と回答した労働組合について、改定又は導入にあたって「労働組合が関与」した割合をみると、正社員の「賃金制度の改定」96.0%、「退職給付算定方法の見直し」90.6%、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」78.6%などの順となっている。（第６表）

(2)　正社員以外の労働者について

正社員以外の労働者（派遣労働者を除く。）について、過去１年間に組合員が所属する事業所において「賃金制度の改定」が「実施された」は 24.4%、「退職給付制度の導入」が「実施された」は 12.7%となっている。

また、改定又は導入が「実施された」と回答した労働組合について、改定又は導入にあたって「労働組合が関与」した割合をみると、「賃金制度の改定」57.0%、「退職給付制度の導入」25.5%となっている。（第６表）

第６表　賃金・退職給付制度の改定の有無及び労働組合関与の有無別割合（本部組合及び単位組織組合）

（単位：%）

事　項	計	改定・導入が実施された		労働組合の関与あり	労働組合の関与なし	改定・導入が実施されなかった
＜正社員について＞						
賃金制度の改定	100.0	45.5	(100.0)	(96.0)	(4.0)	50.3
退職給付算定方法の見直し	100.0	23.8	(100.0)	(90.6)	(9.4)	67.7
退職一時金の年金化	100.0	13.7	(100.0)	(67.2)	(32.8)	76.4
確定拠出年金制度や他の退職年金制度 2) 等の導入、移行	100.0	20.3	(100.0)	(78.6)	(21.4)	71.1
退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分ける退職給付前払い制度	100.0	9.5	(100.0)	(53.8)	(46.2)	80.3
その他の退職給付制度の改定	100.0	13.6	(100.0)	(76.5)	(23.5)	76.4
＜正社員以外の労働者 3) について＞						
賃金制度の改定	100.0	24.4	(100.0)	(57.0)	(43.0)	66.4
退職給付制度の導入	100.0	12.7	(100.0)	(25.5)	(74.5)	77.1

注：1）表頭「計」は「不明」を含む。
2）企業型確定拠出年金のほか、確定給付企業年金（基金型・規約型）、厚生年金基金、中小企業退職金共済の各制度をいう。
3）派遣労働者を除く。

3　正社員以外の労働者に関する状況

(1) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去１年間に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く。）の労働条件」38.3%が最も多く、次いで「有期契約労働者の雇入れに関する事項」24.1%、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」22.9%などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く。）の労働条件」を事項別にみると、多い順に「賃金に関する事項」30.7%、「福利厚生に関する事項」24.8%、「契約の締結・更新・雇止めに関する事項」24.5%、「教育訓練に関する事項」19.2%となっている。（第７表）

第７表　正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合

（複数回答）（単位：%）

区分		計	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 3)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 3)	正社員以外の労働者 4) の正社員への登用制度	正社員募集の際の正社員以外の労働者 4) への通知	正社員以外の労働者 5) の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項 6)	派遣労働者に関する事項 7)
総計		100.0	22.9	24.1	21.9	13.3	38.3	30.7	19.2	24.8	24.5	15.7
＜企業規模＞												
5,000人以上		100.0	29.1	31.8	24.4	20.6	48.4	42.8	29.0	35.3	36.4	21.4
1,000	～ 4,999人	100.0	19.3	25.4	23.7	10.7	39.5	31.2	18.2	23.9	25.1	18.8
500	～ 999人	100.0	22.7	25.2	24.5	12.7	45.5	33.5	19.4	29.1	23.3	13.8
300	～ 499人	100.0	27.7	29.0	26.5	10.2	32.9	22.8	11.4	20.3	22.0	13.6
100	～ 299人	100.0	20.7	16.7	21.6	12.7	34.8	25.7	16.8	21.3	21.2	10.2
30	～ 99人	100.0	17.7	15.6	10.2	6.4	21.1	17.7	10.7	11.9	8.2	10.9
＜労働組合の種類＞												
単一組織組合		100.0	23.5	27.2	23.3	14.5	42.4	35.2	22.8	29.0	28.0	18.7
本部組合		100.0	19.7	26.4	24.3	10.2	43.4	33.4	20.1	26.2	29.4	17.5
支部等の単位扱組合		100.0	24.1	27.3	23.2	15.2	42.3	35.5	23.3	29.4	27.8	18.9
単位組織組合		100.0	21.9	19.5	19.9	11.4	32.0	23.8	13.7	18.5	19.2	11.0
単位労働組合		100.0	23.2	23.9	21.7	13.6	37.8	30.5	19.2	24.7	24.1	15.5
（以下、単位労働組合）												
パートタイム労働者組合員がいる	〔16.0〕	100.0	55.2	43.9	34.6	38.8	70.9	64.9	43.5	51.5	57.9	25.2
有期契約労働者組合員がいる	〔20.0〕	100.0	40.7	46.3	36.3	29.8	62.1	55.6	39.5	45.9	47.1	23.0

注：1）事業所に正社員以外の労働者がいない労働組合も含めて集計している。
2）〔　〕内の数値は、単位労働組合のうち、それぞれの種類の労働者（パートタイム労働者、有期契約労働者）の組合員がいる割合である。
3）雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
4）派遣労働者を含む。
5）派遣労働者を除く。
6）雇用期間の定めのある者に限る。
7）受け入れ時における事前協議を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別労働協約の規定の状況

労働協約の規定がある事項(複数回答)をみると「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」が 30.4%と最も多く、次いで「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」25.6%、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」24.5%などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く。）の労働条件」を事項別にみると、多い順に「賃金に関する事項」26.5%、「福利厚生に関する事項」23.1%、「契約の締結・更新・雇止めに関する事項」22.9%、「教育訓練に関する事項」18.2%となっている。（第８表）

第８表　正社員以外の労働者に関する労働協約の規定がある事項別割合

(複数回答)(単位：%)

区分	計	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 3)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 3)	正社員以外の労働者 4) の正社員への登用制度	正社員募集の際の正社員以外の労働者 4) への通知	正社員以外の労働者 5) の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項 6)	派遣労働者に関する事項 7)
総計	100.0	25.6	24.5	19.4	12.6	30.4	26.5	18.2	23.1	22.9	11.6
＜企業規模＞											
5,000人以上	100.0	30.8	29.2	24.9	15.2	36.8	32.8	25.3	30.2	30.7	15.1
1,000～4,999人	100.0	22.4	21.7	16.6	12.2	24.9	23.3	17.1	21.0	19.6	12.3
500～999人	100.0	16.5	14.6	18.0	10.8	26.8	23.4	10.2	17.3	16.1	7.6
300～499人	100.0	27.4	24.5	16.7	8.6	27.6	24.3	16.5	22.7	22.1	9.8
100～299人	100.0	24.5	22.9	14.4	9.8	30.8	24.1	12.7	20.9	20.5	5.9
30～99人	100.0	27.3	28.8	24.6	16.4	30.2	26.6	21.4	20.2	22.1	17.1
＜労働組合の種類＞											
単一組織組合	100.0	25.4	24.8	20.2	13.2	29.9	26.7	18.9	24.0	23.9	11.8
本部組合	100.0	20.1	20.0	11.7	7.5	22.7	20.5	14.3	19.0	19.4	7.6
支部等の単位扱組合	100.0	26.2	25.6	21.5	14.1	31.1	27.7	19.6	24.9	24.6	12.5
単位組織組合	100.0	25.9	24.0	18.4	11.7	31.1	26.1	17.1	21.7	21.3	11.4
単位労働組合	100.0	26.1	24.9	20.1	13.0	31.1	27.0	18.5	23.5	23.2	12.0
(以下、単位労働組合)											
パートタイム労働者組合員がいる	〔16.0〕 100.0	55.1	40.2	40.1	24.3	57.1	52.5	36.1	45.8	45.7	19.8
有期契約労働者組合員がいる	〔20.0〕 100.0	46.2	48.6	41.7	26.7	58.3	51.5	40.0	48.6	48.2	24.0

注：1) 事業所に正社員以外の労働者がいない労働組合も含めて集計している。
2) 〔　〕内の数値は、単位労働組合のうち、それぞれの種類の労働者（パートタイム労働者、有期契約労働者）の組合員がいる割合である。
3) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
4) 派遣労働者を含む。
5) 派遣労働者を除く。
6) 雇用期間の定めのある者に限る。
7) 受け入れ時における事前協議を含む。

(3) 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況

組合員が所属する事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について労働協約の適用状況をみると、「労働協約があり、その全部又は一部が正社員以外の労働者に適用される」64.5%、「労働協約はあるが、正社員以外の労働者には全く適用されない」17.7%、「労働協約はない」14.0%となっている（第９表）。

第９表　正社員以外の労働者への労働協約の適用状況別割合

（単位：%）

区　分	事業所に正社員以外の労働者がいる計		労働協約がある	その全部又は一部が正社員以外の労働者に適用される	正社員以外の労働者には全く適用されない	労働協約はない
計	〔94.4〕	100.0	82.2	64.5	17.7	14.0
＜企業規模＞						
5,000人以上	〔91.3〕	100.0	86.7	72.1	14.5	7.6
1,000～4,999人	〔96.3〕	100.0	78.4	55.1	23.3	18.5
500～999人	〔90.9〕	100.0	81.7	63.3	18.4	13.9
300～499人	〔96.5〕	100.0	86.0	62.6	23.5	11.7
100～299人	〔96.1〕	100.0	79.9	65.5	14.4	16.3
30～99人	〔95.6〕	100.0	81.8	66.3	15.6	16.0
＜労働組合の種類＞						
単一組織組合	〔93.5〕	100.0	84.6	66.8	17.8	11.4
本部組合	〔90.5〕	100.0	85.2	57.4	27.8	13.1
支部等の単位扱組合	〔94.0〕	100.0	84.5	68.2	16.3	11.2
単位組織組合	〔95.9〕	100.0	78.7	61.2	17.5	17.8
単位労働組合	〔94.8〕	100.0	81.9	65.1	16.8	14.1
（以下、単位労働組合）						
パートタイム労働者組合員がいる	〈16.0〉	100.0	94.3	90.9	3.3	5.7
有期契約労働者組合員がいる	〈20.0〉	100.0	95.3	92.9	2.3	4.7

注：1）表頭「事業所に正社員以外の労働者がいる計」は「不明」を含む。
2）〔　〕内の数値は、組合員が所属する事業所に正社員以外の労働者がいる割合である。
3）〈　〉内の数値は、単位労働組合のうち、それぞれの種類の労働者（パートタイム労働者、有期契約労働者）の組合員がいる割合である。

4　個別の労働問題への取組

労働者の個別の労働問題に「取り組んでいる」労働組合は92.6%[前回91.6%]となっており、取組の方法（複数回答）をみると「各職場毎に職場委員等を設置」58.3%[前回57.9%]が最も多く、次いで「労使協議制度を通じて関与」57.8%[前回69.1%]、「苦情処理制度を通じて関与」29.1%[前回30.1%]などとなっている（第10表）。

第10表　労働者の個別の問題に関する取組状況別割合

（単位：%）

区分	計	取り組んでいる	取組の方法（複数回答）							取り組んでいない
			各職場毎に職場委員等を設置	自労働組合に個別紛争に対する窓口等を設置	上部組織（本部等）に個別紛争に対する窓口等を設置	労使協議制度を通じて関与	苦情処理制度を通じて関与	外部機関2)や外部専門家を紹介	その他	
計	100.0	92.6	58.3	22.5	26.7	57.8	29.1	14.7	6.6	6.0
＜企業規模＞										
5,000人以上	100.0	95.7	62.4	39.8	50.4	56.7	47.2	26.7	7.0	3.2
1,000～4,999人	100.0	96.2	65.3	23.3	31.3	62.5	35.3	18.2	4.2	3.1
500～999人	100.0	87.8	58.8	19.4	23.8	49.8	26.4	12.1	5.1	9.2
300～499人	100.0	94.7	61.8	17.8	13.8	62.1	23.7	7.1	6.9	4.9
100～299人	100.0	89.7	53.1	13.4	11.1	61.4	17.9	6.7	7.3	8.6
30～99人	100.0	87.0	45.2	7.3	8.7	48.7	7.4	5.5	9.2	10.8
＜労働組合の種類＞										
単一組織組合	100.0	95.1	62.5	27.2	36.8	60.3	35.3	18.3	5.7	3.8
本部組合	100.0	95.5	68.6	29.6	22.0	65.6	34.6	19.1	4.2	4.0
支部等の単位扱組合	100.0	95.0	61.5	26.8	39.2	59.4	35.4	18.2	6.0	3.8
単位組織組合	100.0	88.8	52.0	15.2	11.2	54.1	19.7	9.3	7.9	9.4
単位労働組合	100.0	92.3	57.4	21.8	27.1	57.1	28.6	14.3	6.8	6.2
＜正社員以外の労働者の有無＞										
正社員以外の労働者がいる	100.0	93.3	59.4	22.9	26.4	58.9	29.4	14.6	6.7	5.4
正社員以外の労働者がいない	100.0	79.9	40.6	15.2	31.5	39.3	24.5	16.7	5.2	16.0
平成20年計	100.0	91.6	57.9	18.8	19.1	69.1	30.1	13.0	6.2	7.4

注：1）表頭「計」は「不明」を含む。
　　2）都道府県労働局や都道府県の機関、裁判所（労働審判制度の利用など）を含む。

５　メンタルヘルスに関する取組【単位労働組合】

メンタルヘルスに関して「これまでの取組あり」とする労働組合は86.1%となっており、取組事項（複数回答）別にみると「労使協議機関、職場懇談会等での協議」58.7%が最も多く、次いで「安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）の調査審議への参加」57.7%、「組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動」45.7%などとなっている。

また、「今後の取組あり」とする労働組合は 67.1%となっており、取組事項（複数回答）別にみると「労使協議機関、職場懇談会等での協議」33.7%が最も多く、次いで「組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握」31.9%、「安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）の調査審議への参加」31.8%などとなっている。（第 11 表）

第 11 表　メンタルヘルスに関する取組状況別割合（単位労働組合）

（単位：%）

区　分	計	取組あり	取組事項（複数回答）									取組なし 1)	不明
			組合員を対象としたアンケート・面談等による実態把握	メンタルヘルス専門の相談窓口の設置	組合機関誌、掲示板等での情報提供・啓発活動	メンタルヘルスに関する研修会、セミナー等の開催	メンタルヘルス不調の休業者の職場復帰支援	安全衛生委員会（衛生委員会も含む。）の調査審議への参加	労使協議機関、職場懇談会等での協議	団体交渉	その他		
これまでの取組													
計	100.0	86.1	37.8	30.3	45.7	30.4	16.2	57.7	58.7	30.4	1.9	11.3	2.6
＜企業規模＞													
5,000人以上	100.0	90.9	42.1	45.4	62.6	36.0	26.4	73.1	69.0	24.1	3.6	5.7	3.4
1,000～4,999人	100.0	93.2	58.3	41.4	59.6	50.7	19.9	67.1	70.2	31.1	1.5	4.8	2.0
500～999人	100.0	82.9	32.9	18.2	41.3	33.1	14.0	56.6	59.1	27.8	1.5	11.4	5.7
300～499人	100.0	86.6	34.4	27.8	38.4	29.7	14.4	58.6	54.8	31.3	0.7	11.6	1.9
100～299人	100.0	78.2	32.3	16.1	31.1	19.0	9.4	40.5	44.6	35.7	0.9	19.1	2.7
30～99人	100.0	80.4	13.5	15.9	22.8	7.4	4.0	41.9	46.7	34.2	1.6	18.8	0.8
今後の取組													2)
計	100.0	67.1	31.9	22.2	29.0	31.6	22.0	31.8	33.7	20.1	3.1	4.9	28.0
＜企業規模＞													
5,000人以上	100.0	73.8	35.7	33.6	38.6	38.9	31.0	44.3	44.3	25.4	5.5	1.5	24.6
1,000～4,999人	100.0	62.6	36.0	21.5	32.5	35.2	20.6	33.5	34.8	15.5	2.1	2.4	35.0
500～999人	100.0	67.5	33.0	22.2	26.6	29.4	25.3	22.1	27.4	14.6	3.0	8.1	24.4
300～499人	100.0	66.4	31.3	21.5	28.8	29.5	22.6	25.9	24.9	14.9	1.5	3.2	30.4
100～299人	100.0	65.0	25.5	16.8	20.2	28.0	15.8	25.8	26.4	19.5	3.5	8.8	26.2
30～99人	100.0	64.2	28.9	10.6	20.8	20.8	14.5	23.7	31.4	23.3	0.4	7.7	28.1

注：1)「取組なし」は「これまで取組を行っていない」又は「今後取り組む予定はない」である。
　　2)「今後の取組」の「不明」は、今後の取組について未定の場合を含む。

６　企業組織の再編等に関する状況【本部組合及び単位組織組合】

(1) 企業組織の再編等の実施及び労働組合の関与状況

ア　企業組織の再編等の実施の有無と労働組合の関与

過去３年間に、組合員が所属する事業所において企業組織の再編・事業部門の縮小等（以下「企業組織の再編等」という。）が「実施された」（本部組合及び単位組織組合の 31.5%）うち労働組合が「関与した」は 66.5%となっている。「関与した」と回答した労働組合について関与の仕方（複数回答）をみると、「労使協議機関で協議した」75.8%、「団体交渉を行った」20.5%、「その他」11.9%となっている。（第 12 表）

第 12 表　企業組織の再編等 1) の実施、組合関与の有無及び関与の仕方別割合（本部組合及び単位組織組合）

（単位：%）

区　分	企業組織の再編等が実施された計			労働組合が関与した		関与の仕方（複数回答）			労働組合が関与しなかった
						労使協議機関で協議した	団体交渉を行った	その他	
計	〈100.0〉	〔31.5〕	100.0	66.5	(100.0)	(75.8)	(20.5)	(11.9)	33.5
＜企業規模＞									
5,000人以上		〔49.2〕	100.0	95.5	(100.0)	(83.8)	(10.2)	(10.2)	4.5
1,000～4,999人		〔46.1〕	100.0	79.2	(100.0)	(82.6)	(14.5)	(9.0)	20.8
500～999人		〔39.3〕	100.0	67.4	(100.0)	(65.8)	(20.8)	(22.5)	32.6
300～499人		〔29.2〕	100.0	62.3	(100.0)	(68.5)	(20.9)	(15.3)	37.7
100～299人		〔27.2〕	100.0	57.2	(100.0)	(69.7)	(26.0)	(13.1)	42.8
30～99人		〔22.9〕	100.0	59.0	(100.0)	(86.9)	(26.8)	(2.2)	41.0
＜労働組合の種類＞									
本部組合		〔47.7〕	100.0	71.5	(100.0)	(76.6)	(19.4)	(12.4)	28.5
単位組織組合		〔28.1〕	100.0	64.8	(100.0)	(75.5)	(20.9)	(11.7)	35.2
＜人員削減の有無＞									
人員削減があった	〈21.5〉	〔100.0〕	100.0	85.5	(100.0)	(76.1)	(22.0)	(7.9)	14.5
再就職支援を行った	〈10.9〉	〔100.0〕	100.0	96.2	(100.0)	(77.1)	(22.4)	(4.5)	3.8
再就職支援を行わなかった	〈10.6〉	〔100.0〕	100.0	74.6	(100.0)	(74.7)	(21.5)	(12.4)	25.4
人員削減がなかった	〈75.8〉	〔100.0〕	100.0	61.8	(100.0)	(77.8)	(20.3)	(11.3)	38.2

注：1)「企業組織の再編・事業部門の縮小等」をいう（以下、同じ。）。
2)〈　〉内の数値は、本部組合及び単位組織組合を100とした人員削減の有無、再就職支援の有無別の構成割合である。
3)〔　〕内の数値は、本部組合及び単位組織組合のうち、組合員が所属する事業所において企業組織の再編等が実施された割合である。

イ　労使間での話合い状況

企業組織の再編等の実施にあたり、「関与した」労働組合について、労使間で十分な話合いが尽くされたかの認識をみると、「おおむね十分であった」が 38.9%で最も多く、次いで「どちらともいえない」24.6%、「十分に行われた」16.6%となっている（第 13 表）。

第 13 表　企業組織の再編等にあたり労使間で十分な話合いが尽くされたかの認識別割合（本部組合及び単位組織組合）

（単位：%）

区　分	企業組織の再編等に関与した計	十分に行われた	おおむね十分であった	どちらともいえない	やや不十分であった	不十分であった	話合いが行われなかった
計	100.0	16.6	38.9	24.6	9.4	7.6	1.2
＜企業規模＞							
5,000人以上	100.0	35.9	37.5	14.1	4.9	6.5	0.6
1,000～4,999人	100.0	32.7	36.0	21.3	7.1	2.0	0.6
500～999人	100.0	10.3	29.6	17.8	20.9	6.3	4.4
300～499人	100.0	17.0	52.1	10.0	3.1	16.4	0.7
100～299人	100.0	7.0	27.3	39.8	13.4	11.6	0.9
30～99人	100.0	0.4	68.0	25.6	0.9	5.1	－
＜労働組合の種類＞							
本部組合	100.0	32.3	34.5	17.4	7.5	5.8	2.3
単位組織組合	100.0	10.5	40.7	27.4	10.1	8.2	0.7
＜正社員以外の労働者の有無＞							
正社員以外の労働者がいる	100.0	16.0	38.3	25.3	9.4	7.9	1.2
正社員以外の労働者がいない	100.0	31.3	54.5	5.5	8.7	－	－
＜人員削減の有無＞							
人員削減があった	100.0	10.1	41.2	23.4	8.8	13.7	3.0
再就職支援を行った	100.0	12.1	46.2	20.6	5.9	13.2	2.0
再就職支援を行わなかった	100.0	7.3	34.6	27.0	12.5	14.3	4.3
人員削減がなかった	100.0	19.5	39.1	25.7	9.9	5.1	0.5
平成24年 2)	100.0	11.8	32.9	28.1	11.9	11.9	・

注：1）表頭「企業組織の再編等に関与した計」は「不明」を含む。
　　2）平成24年は「企業組織の再編等について使用者側と話合いを行った」労働組合について集計した。

(2) 企業組織の再編等にあたっての労働協約の承継

ア　労働協約の承継についての話合いの状況

過去３年間に組合員が所属する事業所において「企業組織の再編等が実施された」労働組合について、労働協約の承継についての労使間での話合いの状況をみると「話合いが持たれた」35.0%、「話合いが持たれなかった」50.7%、「労働協約はない」13.7%となっている。

また、「話合いが持たれた」と回答した労働組合について、その内容（複数回答）をみると、労働協約の「労働条件その他労働者の待遇を定める規範的部分について持たれた」77.6%、労働協約の「債務的部分（規範的部分以外の部分）について持たれた」50.2%となっている。（第 14 表）

第 14 表　企業組織の再編等にあたり労働協約の承継についての話合いの状況別割合
（本部組合及び単位組織組合）

（単位：%）

区　分	企業組織の再編等が実施された計	労働協約の承継についての話合い状況					労働協約はない
		話合いが持たれた		（複数回答） 規範的部分2）について持たれた	（複数回答） 債務的部分3）について持たれた	話合いが持たれなかった	
計	100.0	35.0	(100.0)	(77.6)	(50.2)	50.7	13.7
＜企業規模＞							
5,000人以上	100.0	51.9	(100.0)	(84.9)	(53.9)	37.0	9.3
1,000～4,999人	100.0	36.3	(100.0)	(92.6)	(38.9)	51.5	11.5
500～999人	100.0	47.7	(100.0)	(71.6)	(45.0)	43.6	8.7
300～499人	100.0	45.2	(100.0)	(97.0)	(38.4)	40.8	13.6
100～299人	100.0	23.9	(100.0)	(58.1)	(61.6)	59.7	15.6
30～99人	100.0	29.7	(100.0)	(68.1)	(67.2)	50.5	19.1
＜労働組合の種類＞							
本部組合	100.0	42.7	(100.0)	(82.7)	(51.7)	47.1	9.5
単位組織組合	100.0	32.3	(100.0)	(75.2)	(49.4)	52.0	15.2
＜企業組織の再編等関与状況＞							
関与した	100.0	41.9	(100.0)	(84.4)	(46.3)	44.2	13.1
労使協議機関で協議した	100.0	42.7	(100.0)	(89.5)	(43.8)	45.6	11.0
団体交渉を行った	100.0	52.6	(100.0)	(88.1)	(50.5)	23.4	22.8
その他	100.0	34.2	(100.0)	(42.0)	(80.2)	52.7	13.1
関与しなかった	100.0	21.2	(100.0)	(50.9)	(65.3)	63.6	14.7

注：1）表頭「企業組織の再編等が実施された計」は「不明」を含む。
　　2）労働協約のうち、労働条件その他労働者の待遇を定める部分をいう。
　　3）労働協約のうち、規範的部分以外の部分をいう（以下同じ。）。

イ　労働協約の債務的部分における事項別話合いの状況

企業組織の再編等にあたって「労働協約の債務的部分（規範的部分以外の部分）について話合いが持たれた」労働組合について、話合いが持たれた労働協約中の事項（複数回答）をみると、「団体交渉に関する事項」61.8%が最も多く、次いで「争議に関する事項」46.8%、「就業時間中の組合活動」45.7%などとなっている。合意がなされた事項をみると、「チェック・オフ」が 42.6%で最も多く、次いで「団体交渉に関する事項」39.4%、「就業時間中の組合活動」38.4%などとなっている。

また、労働協約中の事項ごとに、話合いが持たれたうちの合意がなされた割合をみると「チェック・オフ」が 98.0%で最も高く、次いで「組合の企業施設利用（組合事務所の場合を除く）」92.8%、「組合事務所の供与」91.0%などとなっている。一方、低いほうでは「争議に関する事項」58.3%、「団体交渉に関する事項」63.8%などとなっている。（第 15 表）

第 15 表　労働協約の承継についての話合い及び合意がなされた事項別割合（本部組合及び単位組織組合）

（単位：%）

区　分	労働協約の債務的部分について話合いが持たれた計	労働協約中の事項（複数回答）								
		就業時間中の組合活動	組合の企業施設利用（組合事務所の場合を除く）	組合事務所の供与	組合専従者の取扱い	ユニオン・ショップ	チェック・オフ	団体交渉に関する事項	争議に関する事項	その他
話合いが持たれた（A）	100.0	45.7	38.8	37.5	29.2	43.1	43.5	61.8	46.8	29.0
企業組織の再編等に関与した 2)	100.0	51.9	43.1	41.9	38.4	45.9	49.6	66.7	50.8	34.2
企業組織の再編等に関与しなかった	100.0	28.4	26.8	25.3	3.6	35.4	26.3	48.4	35.8	14.4
合意がなされた（B）	100.0	38.4	36.0	34.1	21.1	30.7	42.6	39.4	27.3	24.1
企業組織の再編等に関与した 2)	100.0	45.0	39.7	37.7	27.7	31.9	48.8	49.7	35.1	29.8
企業組織の再編等に関与しなかった	100.0	20.0	25.8	24.3	2.6	27.1	25.3	10.9	5.6	8.0
話合いが持たれたうち合意がなされた割合（B）／（A）		84.1	92.8	91.0	72.2	71.1	98.0	63.8	58.3	83.1
企業組織の再編等に関与した 2)		86.8	92.0	89.9	72.2	69.6	98.3	74.5	69.1	87.3
企業組織の再編等に関与しなかった		70.6	96.1	95.9	71.0	76.4	96.0	22.5	15.7	55.4

注：1）表頭「労働協約の債務的部分について話合いが持たれた計」は「不明」を含む。
　　2）第12表を参照のこと。

7　労使関係の維持についての認識

労働組合における使用者側との労使関係についての認識をみると、「安定的に維持されている」48.0%、「おおむね安定的に維持されている」42.3%、「どちらともいえない」7.1%、「やや不安定である」1.8%、「不安定である」0.7%となっている（第16表）。

第16表　労使関係の維持についての認識別割合

（単位：%）

区　分	計	安定的に維持されている	おおむね安定的に維持されている	どちらともいえない	やや不安定である	不安定である
計	100.0	48.0	42.3	7.1	1.8	0.7
＜企業規模＞						
5,000人以上	100.0	60.2	29.6	8.6	0.5	1.1
1,000～4,999人	100.0	56.2	38.3	2.7	1.9	0.7
500～999人	100.0	49.3	41.3	4.8	3.6	0.5
300～499人	100.0	40.1	48.7	6.6	4.0	0.6
100～299人	100.0	39.5	48.0	9.9	1.9	0.6
30～99人	100.0	28.5	60.8	8.7	1.5	0.5
＜労働組合の種類＞						
単一組織組合	100.0	53.6	37.7	6.2	1.7	0.7
本部組合	100.0	59.0	35.0	3.5	1.8	0.6
支部等の単位扱組合	100.0	52.7	38.2	6.6	1.7	0.7
単位組織組合	100.0	39.4	49.3	8.5	1.9	0.8
単位労働組合	100.0	47.0	42.9	7.4	1.8	0.7
平成20年計	100.0	38.6	42.3	8.6	5.7	3.8
平成22年計	100.0	47.0	41.0	6.7	2.8	2.0
平成23年計	100.0	50.2	36.6	7.2	3.3	1.8
平成24年計	100.0	26.3	52.8	13.1	4.2	2.7

注：1）表頭「計」は「不明」を含む。
　　2）平成22年は労働組合員数規模100人以上の単位労働組合、平成23年は労働組合員数規模30人以上の単位労働組合を調査対象としており、本年の調査とは調査対象範囲が異なる。